

# あだち 広報

●発行/足立区 ●編集/課税課  
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
☎3880-5111(代)  
FAX 5681-7665(課税課)  
http://www.city.adachi.tokyo.jp/  
足立区ホームページ携帯電話  
向けサイトへのQRコードです  
バーコード読み取り機能付き  
携帯電話でご利用になれます

## 住民税(特別区民税・都民税)が変わります

### 18年度から適用される主な改正点

16・17年度の地方税法、所得税法などの改正に伴い、区でも条例を改正しました。このため、18年度は住民税額に大きな影響があります。特に65歳以上の方は、特例措置が廃止され、税額が大きく変わる方が増えます。高齢者の方に関係がある主な改正点を中心に説明します。

#### ◎ 65歳以上の非課税措置の廃止(例2)

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に對する個人住民税の非課税措置が廃止されます。

#### ◎ 65歳以上の非課税措置の廃止(例1)

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に對する個人住民税の非課税措置が廃止されます。

#### ◎ 公的年金等控除の見直し(表2・例3)

公的年金等控除のうち、65歳以上の方に對して上乗せされている措置が廃止されます。△公的年金等控除として、65歳以上の方の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられます。

#### ◎ 定率減税の縮小(表3・例4)

11年に景気対策として導入された定率減税は、住民税についてはその年度分の所得割額の15%相当額(最高限度額4万円)、所得税についてはその年度の税額の20%相当額(最高限度額25万円)の減税が行われてきました。

#### ◎ その他の改正点

△妻の均等割全額課税  
△国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合の社会保険料から送付される控除証明書添付の義務化  
△公開株式に係る譲渡所得など特定の課税の特例の廃止  
△特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡の特例  
△エンジェル税制(2分の1課税の特例)の適用期限の延長など

表1 65歳以上(前年の合計所得金額125万円以下)の経過措置

	特別区民税	都民税
17年度まで	非課税	非課税
18年度	均等割1,000円 所得割の1/3を課税	均等割300円 所得割の1/3を課税
19年度	均等割2,000円 所得割の2/3を課税	均等割600円 所得割の2/3を課税
20年度以後	均等割3,000円 所得割を全額課税	均等割1,000円 所得割を全額課税

表2 公的年金等収入の所得換算表(所得税は17年分以降)

年齢	公的年金等の収入金額	年金所得(雑所得)の金額
65歳未満	130万円以下	年金等収入金額 - 70万円
	130万円超 410万円以下	年金等収入金額 × 75% - 37万5,000円
	410万円超 770万円以下	年金等収入金額 × 85% - 78万5,000円
	770万円超	年金等収入金額 × 95% - 155万5,000円
65歳以上	330万円以下	年金等収入金額 - 120万円
	330万円超 410万円以下	年金等収入金額 × 75% - 37万5,000円
	410万円超 770万円以下	年金等収入金額 × 85% - 78万5,000円
	770万円超	年金等収入金額 × 95% - 155万5,000円

表3 定率減税の改定額

	17年度	18年度
住民税 (特別区民税・都民税)	15%相当額 (限度額4万円)	7.5%相当額 (限度額2万円)

#### 所得税のお問い合わせは

足立税務署 ☎3870-8911  
西新井税務署 ☎3840-1111  
国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

△災害などの損失についての雑損控除や、医療費控除がある方  
なお、確定申告した方は、住民税の申告もしたものとみなされるので、区へ申告する必要はありません。所得税についての問い合わせは、最寄りの税務署、もしくは国税庁ホームページをご覧ください。

◇所得税の還付申告について  
給与・年金支払者から交付される源泉徴収票に源泉徴収額の記載があり、次のいずれかに該当する方は、税務署に確定申告することで、所得税の還付を受けられる場合があります。  
△源泉徴収では控除を受けることができなかった扶養控除、寡婦(夫)控除、生命保険料控除、社会保険料控除などがある方

【例】国民健康保険料、介護保険料、老人医療の一部、障害者福祉手当、幼稚園保護者補助金の一部など  
(参考)都シルバパス(東京都事業)

住民税のお問い合わせは  
課税第一・第二係  
☎(3880)5230  
☎(3880)5231

#### ◇ 区の事業との関連

区が行っている事業の中には、住民税額や所得額をもとに保険料・手当などを算出しているものがあります。

今回の改正により、仮に今年の所得内容が前年と同じであっても、住民税が非課税から課税になる、あるいは住民税額が増加することにより、現在の保険料や受けているサービスの内容などが、18年度以降変わる可能性があります。

**例1 高齢者控除廃止の影響を受けるAさん(70歳: 単身)**  
公的年金収入金額 300万円

**17年度**  
【雑(公的年金)所得金額 150万円】  
(300万円 × 75%) - 75万円 = 150万円  
所得金額150万円から所得控除81万円(高齢者控除48万円、基礎控除33万円)を引いた69万円(課税標準額)に税率を掛け、定率減税5,200円(15% <限度額4万円>)を引いた額を算出する。

住民税額 3万3,300円  
(内訳)  
均等割 4,000円  
所得割 2万9,300円

**18年度**  
【雑(公的年金)所得金額 180万円】  
300万円 - 120万円 = 180万円 ※表2参照  
所得金額180万円から所得控除33万円(基礎控除33万円)を引いた147万円(課税標準額)に税率を掛け、定率減税5,600円(7.5% <限度額2万円>)を引いた額を算出する。

住民税額 7万1,900円  
(内訳)  
均等割 4,000円  
所得割 6万7,900円  
+ 3万8,600円

**例2 65歳以上の非課税措置廃止の影響を受けるBさん**  
(平成17年1月1日現在 65歳: 単身)  
公的年金収入金額 245万円

**17年度**  
【雑(公的年金)所得金額 105万円】  
245万円 - 140万円 = 105万円  
年齢65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置により、非課税。

住民税額 0円

**18年度**  
【雑(公的年金)所得金額 125万円】  
245万円 - 120万円 = 125万円 ※表2参照  
所得金額125万円から所得控除33万円(基礎控除33万円)を引いた92万円(課税標準額)に税率を掛け、定率減税3,500円(7.5% <限度額2万円>)を引いた額を算出する。  
表1の経過措置の適用を受けるため、その3分の1の額とする。

住民税額 1万5,400円  
(内訳)  
均等割 1,300円  
所得割 1万4,100円  
+ 1万5,400円



**例3 公的年金等控除見直しの影響を受けるCさん**  
(平成17年1月1日現在 65歳:妻あり<専業主婦>)  
公的年金収入金額 260万円



**17年度**  
【雑(公的年金)所得金額 120万円】  
260万円-140万円=120万円

年齢65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置により非課税。

住民税額 0円

**18年度**  
【雑(公的年金)所得金額 140万円】  
260万円-120万円=140万円 ※表2参照

所得金額140万円から所得控除66万円(配偶者控除33万円、基礎控除33万円)を引いた74万円(課税標準額)に税率を掛け、定率減税2,800円(7.5%<限度額2万円)を引いた額を算出する。所得金額が125万円を超えているため、表1の経過措置の適用は受けない。

住民税額 3万8,200円  
【内訳】  
均等割 4,000円  
所得割 3万4,200円

+3万8,200円

**例4 定率減税縮小の影響を受けるDさん**  
(30歳:妻あり<専業主婦>、子ども1人)  
給与収入金額 400万円  
【給与所得金額 266万円】  
(400万円×80%) - 54万円 = 266万円



**17年度**

所得金額266万円から所得控除99万円(配偶者控除33万円、扶養控除33万円、基礎控除33万円)を引いた金額167万円(所得金額)に税率を掛け、定率減税1万2,600円(15%<限度額4万円)を引いた額を算出する。

住民税額 7万4,900円  
【内訳】  
均等割 4,000円  
所得割 7万 900円

**18年度**

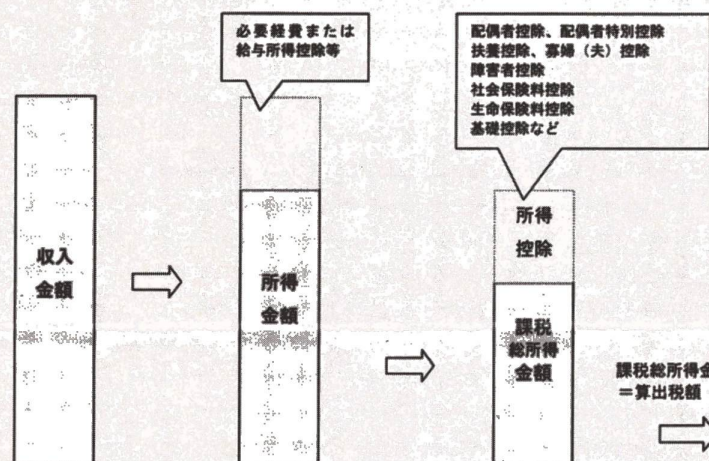
所得金額266万円から所得控除99万円(配偶者控除33万円、扶養控除33万円、基礎控除33万円)を引いた金額167万円(所得金額)に税率を掛け、定率減税6,300円(7.5%<限度額2万円)を引いた額を算出する。

住民税額 8万1,200円  
【内訳】  
均等割 4,000円  
所得割 7万7,200円

+6,300円

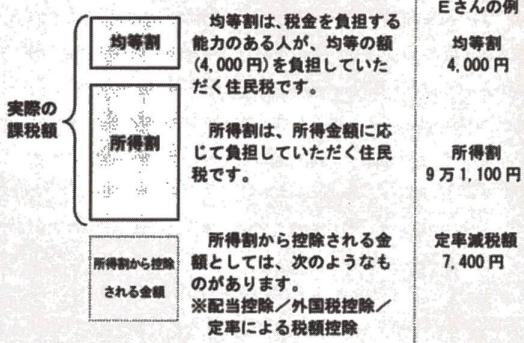
図1 18年度住民税の計算の流れ

例. Eさん(40歳:妻あり<専業主婦>、子ども1人) 給与収入金額500万円



給与収入 500万円	給与所得金額 346万円	課税総所得金額 197万円
給与所得 (500万円 × 80%) - 54万円 (給与収入) (給与所得控除) = 346万円	所得控除 33万円 + 33万円 + 33万円 (基礎控除) (配偶者控除) (扶養控除) + 50万円 = 149万円 (社会保険料控除) 課税総所得金額 346万円 - 149万円 = 197万円 (所得金額) (所得控除)	課税総所得金額 × 税率 = 算出税額

図2 住民税の構成



算出税額 9万8,500円	課税額 9万5,100円
特別区民税額 197万円 × 3% = 5万9,100円 (課税総所得金額 × 税率)	定率減税額 9万8,500円 × 7.5% = 7,388円 (定率減税)
都民税額 197万円 × 2% = 3万9,400円 (課税総所得金額 × 税率)	※100円未満切り上げ 7,400円
算出税額 5万9,100円 + 3万9,400円 (特別区民税額) (都民税額) = 9万8,500円	課税額 9万8,500円 - 7,400円 = 9万1,100円 (算出税額) (定率減税) (所得割額)
	9万1,100円 + 4,000円 = 9万5,100円 (所得割額) (均等割額)

■足立都税事務所からのお知らせ

18年1月から償却資産(23区内)の電子申告を開始します!

東京23区内に償却資産をお持ちの方は、18年1月16日から、インターネットを通じて電子申告が可能となります。

電子申告を行うためには、事前の利用届出が必要です。

利用者ID・暗証番号の手続きに、概ね2週間ほどかかりますので、お早めにご提出ください。

問い合わせ先  
東京都主税局償却資産係  
☎5388-3014  
足立都税事務所  
☎3882-2111

■足立・西新井税務署からのお知らせ

自宅のパソコンで確定申告書が作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使うと、24時間いつでも、自宅で所得税や消費税(個人)の確定申告書が作成できます。作成したものを郵送すれば、税務署に行かなくても確定申告できます。

申告データの入力

プリントアウト

税務署に送付



検索は「国税庁」税務署

問い合わせ先  
足立税務署 ☎3870-8911  
西新井税務署 ☎3840-1111

★寡婦(夫)控除について

18年度以降は、65歳以上の方でも次の要件を満たす場合は、寡婦(夫)の申告をすることにより、所得控除が加算されたり、非課税範囲対象者(前年の合計所得金額が125万円以下)となる場合があります。該当する方は、来年の申告時に申告漏れのないようにご注意ください。

寡婦(夫)控除額 住民税26万円 所得税27万円

①夫と死別した後、婚姻していない、または夫の生死が明らかでない場合で、合計所得金額が500万円以下

②夫と死別し、もしくは夫と離婚した後、婚姻していない、または生死の明らかでない場合で、総所得金額等38万円以下の扶養親族または生計を一にする子(他の人の扶養になっていないこと)を有している

寡婦特別(控除額) 住民税30万円 所得税35万円

夫と死別もしくは離婚した後、婚姻していない、または生死が明らかでない場合で、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下

寡婦(夫)控除額 住民税26万円 所得税27万円

妻と死別もしくは離婚した後、婚姻していない、または生死が明らかでない場合で、総所得金額等38万円以下の子(他の人の扶養になっていないこと)を有し、かつ合計所得金額が500万円以下